

令和5年度 静岡支部事業計画(案)について

本部事業計画の概要

令和5年度事業計画の位置づけ

- 令和3年度からスタートした保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、保険者機能強化アクションプラン（第5期）の目標を達成できるよう、令和5年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

（1）基盤的保険者機能

【主な重点施策】

※ 【 】は予算額
（ ）は前年度予算額

●健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点から健全な財政運営に努める
- ・ 第4期都道府県医療費適正化計画策定段階からの積極的関与及び意見発信

●現金給付の適正化の推進、サービス水準の向上【95.2億円（71.5億円）】

- ・ 支給決定業務の自動審査化等による現金給付の適正化及びサービス水準の更なる向上
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施及び制度整備等に関する国への意見発信
- ・ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進【3.5億円（4.3億円）】

- ・ 保険証未返納者への文書や電話催告等の強化
- ・ 返納金債権の早期回収の強化
- ・ 保険者間調整及び法的手続きの実施による返納金債権の回収率の向上

●業務改革の推進【0.9億円（0.4億円）】

- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- ・ 職員の意識改革及び柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底による生産性の向上
- ・ 電話及び窓口相談体制の標準化並びに相談業務の品質の向上

(2) 戦略的保険者機能

【主な重点施策】

- **特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上【1,705.2億円（1,421.1億円）】**
 - ・ 健診等自己負担軽減を契機とした関係団体との連携による受診勧奨等の実施
 - ・ 健診・保健指導カルテ等を活用（重点的かつ優先的な事業所の選定など）した効果的・効率的な受診勧奨の実施
 - ・ 事業者健診結果データの取得に係る新たな提供・運用スキームの浸透に向けた国等への意見発信の実施
- **特定保健指導の実施率及び質の向上【197.3億円（152.2億円）】**
 - ・ 外部委託による健診当日の初回面談の推進及び外部委託の一層の推進
 - ・ 健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内（未治療者への受診勧奨含む）についてのパイロット事業等を活用した検討
 - ・ 特定保健指導の質の向上のためのアウトカム指標を踏まえた運用方法の検討
 - ・ 保健事業の企画立案能力の育成に力点を置いた保健師キャリア育成研修の実施
 - ・ 専門職たる保健師の採用強化
- **重症化予防対策の推進【6.2億円（4.4億円）】**
 - ・ 血圧・血糖に加えLDLコレステロール値に着目した受診勧奨の着実な実施
 - ・ 特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診結果データを取得した者への受診勧奨拡大に向けた準備
- **コラボヘルスの推進【5.5億円（5.3億円）】**
 - ・ 健康宣言のプロセス及びコンテンツの標準化を基本としたコラボヘルスの推進
 - ・ パイロット事業の活用を含めたデータ分析に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチの実施
 - ・ 事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進

● **広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進【9.4億円（7.6億円）】**^{※1}

- ・ 広報基本方針の策定及び当該方針を踏まえた令和6年度広報計画の策定
- ・ マイナンバーカードの保険証利用の推進及び電子処方箋に係る周知・広報への協力
- ・ 健診の補助率引上げ等の更なる保健事業の充実に関する加入者・事業主に向けた継続的な広報の実施
- ・ 全支部共通の広報資材の積極的活用及び支部アンケート結果を踏まえた広報資材の改善等の実施

● **ジェネリック医薬品の使用促進【16.2億円（16.2億円）】**

- ・ 加入者に対するジェネリック医薬品軽減額通知
- ・ 「医療機関・薬局向け見える化ツール」等を活用した医療機関・薬局に対する訪問等による働きかけ
- ・ ジェネリック医薬品使用割合80%未満の支部と本部の連携による使用促進

● **地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信【0.1百万円（0.1百万円）】**

- ・ 地域医療構想調整会議や医療審議会等におけるデータ等を活用した効果的な意見発信
- ・ 令和6年度診療報酬・介護報酬同時改定に向けた医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における積極的な意見発信

● **調査研究の推進【1.5億円（1.4億円）】**

- ・ 保険者協議会、地方自治体、国民健康保険団体連合会等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析の実施
- ・ 医療費適正化等の施策を検討するための外部有識者を活用した調査研究等の実施
- ・ 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信（調査研究フォーラムの開催等）

※1 一部前掲の「特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上」「特定保健指導の実施率及び質の向上」に係る費用を含む。

(3) 組織・運営体制の強化

【主な重点施策】

- **本部機能及び本部支部間の連携の強化【50.2億円（48.1億円）】**^{※2}
 - ・ 戦略的保険者機能の更なる充実・強化に向けた本部・支部の連携強化の方策の着実な実施
 - ・ 都道府県単位保険料率が高い水準で推移している北海道・徳島・佐賀支部を対象とした保険料率上昇の抑制が期待できる事業のPDCAサイクルに沿った検討（他支部への今後の横展開も視野）
- **人事制度の適正な運用、新たな人員配置のあり方の検討【1.0億円（0円）】**
 - ・ 管理職を対象とした階層別研修等を通じた管理職のマネジメント能力の向上
 - ・ 保険者機能の更なる強化・発揮等を踏まえた新たな人員配置のあり方の検討
- **OJTを中心とした人材育成【0.9億円（0.9億円）】**
 - ・ 階層別研修として、新たに採用2年目の職員を対象に業務意欲の向上と実践力の強化を目的とした研修の実施
 - ・ 専門的な知識やスキルを習得するため、保健師キャリア育成課程研修や第3期データヘルス計画の策定等に関する業務別研修の実施
 - ・ 全職員を対象とした研修を効果的かつ効率的に実施するためのe-ラーニングの活用の検討
- **協会システムの安定運用等【316.9億円（640.8億円）】**
 - ・ 令和5年1月にサービスインを迎える次期業務システムの稼働を含めた、協会システムの安定運用の実現
 - ・ 法律改正、制度改正及び外部機関からの要請等に対する適切なシステム対応の実施
 - ・ 次期業務システム稼働後の更なる効率化や、国からの要請等を踏まえたシステム検討等の着手

※2 一部前掲の「調査研究の推進」に係る費用を含む。

静岡支部の主な重点施策

(1)サービス水準の向上 業務グループ

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。
- ・ 加入者、事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制(受電体制及び窓口体制)の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。
- ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。

【困難度:高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要がある、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

KPI

- ①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を98.6%以上とする

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
①サービススタンダード達成状況	100%	100%	100%(R4.12末)
②現金給付等申請の郵送化率	98.6%	98.7%	98.6%(R4.12末)

(2)現金給付の適正化の推進 業務グループ

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査(事業主への立入検査を含む。)を行うとともに、保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する(いわゆる「部位ころがし」)過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。
- ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について **対前年度以下**とする

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
柔道整復施術療養費申請割合	前年度以下	0.63%	0.54%(R4.11末)

(3) 限度額適用認定証の利用促進 業務グループ

KPI設定なし

- ・ オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。
- ・ 医療機関事務担当者に説明会を開催し、相互の業務効率化と加入者サービスの向上及び利用促進を図る。

(4) 被扶養者資格の再確認の徹底 業務グループ

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を**94.0%以上**とする

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
被扶養者資格確認書の提出率	94.0%	93.4%	74.4%(R4.11末)

(5) オンライン資格確認の円滑な実施 業務グループ

KPI設定なし

- ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。
- ・ また、「経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)」(令和4年6月7日閣議決定)においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。

【重要度:高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

(6) 業務改革の推進 業務グループ

KPI設定なし

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
- ・ 相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。併せて、相談マニュアル・FAQを整備するとともに、効果的な研修プログラムを導入すること等により、相談業務の品質の向上を図る。
- ・ 新業務システム(令和5年1月に導入)の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。

【困難度:高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

(1)効果的なレセプト内容点検の推進 レセプトグループ

- ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。
- ・社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト(高点数レセプト等)を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。

【困難度:高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

(※)電子レセプトの普及率は98.7%(2021年度末)となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

KPI

①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について**対前年度以上**とする

(※)査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を**対前年度以上**とする

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
①レセプト点検の査定率	前年度以上	0.369%	0.338%(R4.10末)
②再審査レセプト1件当たりの査定額	前年度以上	5,829円	6,113円(R4.10末)

(2) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 レセプトグループ

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納(協会への到着)は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出(※1)が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス(※2)の拡充により、保険者間調整(※)3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法(郵送時期)等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。

※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。)

(2) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 レセプトグループ

KPI

- ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
①保険証回収率	前年度以上	87.21%	91.22%(R4.11末)
②返納金債権回収率	前年度以上	67.24%	34.83%(R4.11末)

(1) - 1 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上(被保険者) 保健グループ

○ 健診受診勧奨対策

- ・生活習慣病予防健診(一般健診及び付加健診等)の自己負担額が軽減され、より利用しやすくなったことを事業所への健診案内や広報、健診機関・関係団体と連携して周知する等の取り組みを行い、受診率の向上を図る。
- ・事業者健診結果データ提供を提供することで特定保健指導が利用でき、従業員の健康づくりにつながることを周知し、労働局と連携して事業主に働きかけを行うことでデータ提供の促進を図る。
- ・増加する加入事業所及び加入者への健診案内を確実に実施する。

【重要度:高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。

【困難度:高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

KPI

①生活習慣病予防健診受診率を**70.0%以上**とする

被保険者(40歳以上)(実施対象者数:423,239人)

・生活習慣病予防健診 実施率 70.0%(実施見込者数:296,267人)

②事業者健診データ取得率を**8.2%以上**とする

・事業者健診データ 実施率 8.2%(取得見込者数: 34,706人)

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
①生活習慣病予防健診受診率	70.0%	67.2%	40.8%(R4.10末)
②事業者健診データ取得率	8.2%	8.0%	3.5%(R4.12末)

(1)－2 特定健診受診率の向上(被扶養者) 保健グループ

○ 健診受診勧奨対策

- ・県、市町と連携して加入者にとって利便性の良いがん検診と同時実施可能な集団健診の機会拡大を図る。
- ・協会主催でオプション測定器付きの集団健診等の加入者の特性やニーズに応じた集団健診を実施し、受診率の向上を図る。
- ・スマートフォンアプリLINEお友達登録機能を活用した受診勧奨、健康情報の発信を行う。

【重要度:高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。

【困難度:高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

KPI

被扶養者の特定健診受診率を**27.8%以上**とする

被扶養者(実施対象者数:103,751人)

・特定健康診査 実施率 27.8%(実施見込者数:28,843人)

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
特定健診受診率(被扶養者)	27.8%	26.2%	11.7%(R4.10末)

(2) - 1 特定保健指導の実施率及び質の向上(被保険者) 保健グループ

○ 特定保健指導利用勧奨対策

- ・大規模事業所、健康宣言事業所のうちで特定保健指導の受け入れがない事業所について、訪問等で利用勧奨を行う。
- ・健診当日に特定保健指導実施可能な委託機関及び初回分割実施可能な委託機関を増やす。
- ・健診当日の健康相談を健診機関に委託し、健診結果提供時に効果的な特定保健指導の利用勧奨を行う。
- ・対面での実施が困難な対象者に対し、ICTを活用した特定保健指導の実施を勧奨し、実施件数の向上を図る。
- ・特定保健指導の質の向上のため、協会内部・委託先の保健師にかかる研修会等を通じてノウハウを横展開し、質の向上を図る。

【重要度:高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度:高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

KPI

被保険者の特定保健指導の実施率を**32.3%以上**とする

被保険者(特定保健指導対象者数:67,518人)
・特定保健指導 実施率 32.3%(実施見込者数:21,808人)

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
特定保健指導実施率(被保険者)	32.3%	26.3%	8.2%(R4.10末)

(2) - 2 特定保健指導の実施率及び質の向上(被扶養者) 保健グループ

○ 特定保健指導利用勧奨対策

- ・健診当日に無料で特定保健指導が利用できる集団健診を企画・実施する。
- ・集団健診当日に、健康相談を通じて特定保健指導対象予定者に対しアプローチを行い、スムーズな導入を図る。

【重要度:高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度:高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

KPI

被扶養者の特定保健指導の実施率を**17.5%以上**とする

被扶養者(特定保健指導対象者数:2,711人)
・特定保健指導 実施率 17.5%(実施見込者数:474人)

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
特定保健指導実施率(被扶養者)	17.5%	16.6%	6.1%(R4.10末)

(3)重症化予防対策の推進 保健グループ

○未治療者に対する受診勧奨（未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数:8,900人）

- ・対象者に対し、文書勧奨と併せて電話勧奨を実施する。
- ・重症者を放置しない取組みとして、要受診者への健診機関によるアプローチを強化する。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防

- ・静岡県糖尿病性腎症予防プログラムに則り、静岡県在住の糖尿病性腎症の対象者に対し、受診勧奨を文書で実施する。その際に、受診ハガキを同封し、受診状況を確認する。

【対象者】空腹時血糖126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上、主傷病名に糖尿、糖代謝、耐糖能と入っていない者で、
1)もしくは2)に該当する者

1)尿たんぱく(+)以上

- 2)腎機能低下者(健診受診年齢)
- (49歳以下) eGFR:60ml/分/1.73m²未満
 - (50~69歳) eGFR:50ml/分/1.73m²未満
 - (70歳以上) eGFR:40ml/分/1.73m²未満

【重要度:高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

KPI

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を**13.1%以上**とする

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	13.1%	12.4%	11.3% (R3.10~R4.5発送分)

(1)健全な財政運営 企画総務グループ

- ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。
- ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。
- ・医療費適正化等の努力を行うとともに、各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。

【重要度:高】

協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

【困難度:高】

協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

(2) コラボヘルスの推進 企画総務グループ

- ・健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス(事業所カルテ活用の必須化)及びコンテンツ(健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化)の標準化を踏まえ、事業所カルテを積極的に活用した健康宣言を促し、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。
- ・健康教育などを通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、データ分析に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチについて、健康宣言事業所向けの広報誌を活用し、展開を図る。
- ・保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。
- ・データより支部の課題として見えてきた運動習慣や喫煙について、事業所単位のセミナーを企画し改善を図る。

【重要度:高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

KPI

健康宣言事業所数を**6,500事業所以上**(※)とする

(※)標準化された健康宣言の事業所数及び
今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
健康宣言事業所数	6,500事業所	6,000事業所	6,301事業所(R4.11末)

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 企画総務グループ

- ・本部作成の広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。
- ・加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため、全支部共通広報資材(動画、パンフレット等)を積極的に活用し、広報を行う。
- ・新聞や関係団体の広報誌等を活用し、「上手な医療のかかり方」における加入者の理解促進を図る。

KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を**66.0%以上**とする

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	66.0%	61.0%	64.6%(R4.11末)

(4)ジェネリック医薬品の使用促進 企画総務グループ

<課題分析>

- ・支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題(阻害要因)を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

<医療機関・薬局へのアプローチ>

- ・協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。また、パイロット事業で実施した系列薬局の経営層に対するアプローチとして、系列薬局版の見える化ツールを活用する。

<加入者へのアプローチ>

- ・加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。
- ・都道府県、薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。

【重要度:高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであるから、重要度が高い。

【困難度:高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

(4)ジェネリック医薬品の使用促進 企画総務グループ

KPI

協会けんぽ(静岡支部)のジェネリック医薬品使用割合(※)を対前年度末以上とする

(※)医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
ジェネリック医薬品の使用割合	前年度末以上	81.4%	82.0%(R4.8末)

(5)インセンティブ制度の着実な実施 企画総務グループ

KPI設定なし

・令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組や意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

(6)地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 企画総務グループ

i)医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。

ii)医療提供体制に係る意見発信

・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果(医療費の地域差や患者の流出入状況等)や国、県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii)医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

・県の審議会や保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。

iv)上手な医療のかかり方に係る働きかけ

・地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や抗菌薬の適正使用などの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

【重要度:高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

KPI

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、**医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施**する

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
データを活用した意見発信の実施	意見発信の実施	意見発信の実施	実施予定

(7) 調査研究の推進 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・医療費適正化等に向けて、基礎情報等を活用して医療費や健診結果の地域差について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。
- ・協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、地方自治体、国民健康保険団体連合会等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析を実施する。
- ・医療費適正化に向けて、エビデンスに基づいた事業の実施につなげるため、支部保険者機能強化予算により外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。

【重要度:高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度:高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

(8) 人事制度の適正な運用 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職の入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。

(9) 人事評価制度の適正な運用 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

(10)OJTを中心とした人材育成 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、スタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得やPCスキルの向上を目的とした研修を実施する。
- ・採用2年目の職員を対象に、業務意欲の向上と実践力の強化を目的とした研修を新たに実施する。
- ・業務別研修として、保健師キャリア育成課程研修や経理担当者研修等に加えて、第3期データヘルス計画の策定等に関する研修を実施する。
- ・保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討する。

(11)コンプライアンスの徹底 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。
- ・年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。
- ・職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員にアンケートを実施する。
- ・eラーニング等を活用した、全職員への意識啓発の実施について検討する。
- ・外部相談窓口(ハラスメント相談・内部通報)について、利用の活性化を図りつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善を図る。

(12)リスク管理 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取り扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。
- ・令和4年度に見直した事業継続計画書(BCP)について、その実効性を確認するため訓練や研修(安否確認等)を行う。

(13)費用対効果を踏まえたコスト削減等 企画総務グループ

- ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- ・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。

KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、**20.0%以下**とする

指標	令和5年度KPI	令和4年度KPI	現状
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20.0%以下	20.0%以下	16.7%(R4.11末)

KPI一覽

(1)基盤的保険者機能関係

項目	令和5年度KPI	(参考) 令和4年度KPI	現状
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を98.6%以上とする	①100% ②98.7%	①100% (R4.12末) ②98.6% (R4.12末)
効果的なレセプト点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	①0.369% ②5,829円	①0.338% (R4.10末) ②6,113円 (R4.10末)
柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	0.63%	0.54% (R4.11末)
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする	①87.21% ②67.24%	①91.22% (R4.11末) ②34.83% (R4.11末)
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする	93.4%	74.4% (R4.11末)

(2) 戦略的保険者機能関係

項目	令和5年度KPI	(参考) 令和4年度KPI	現状
特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	①生活習慣病予防健診受診率を 70.0% 以上とする ②事業者健診データ取得率を 8.2% 以上とする ③被扶養者の特定健診受診率を 27.8% 以上とする	①67.2% ②8.0% ③26.2%	①40.8% (R4.10末) ②3.5% (R4.12末) ③11.7% (R4.10末)
特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導実施率を 32.3% 以上とする ②被扶養者の特定保健指導実施率を 17.5% 以上とする	①26.3% ②16.6%	①8.2% (R4.10末) ②6.1% (R4.10末)
重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.1% 以上とする	12.4%	11.3% (R3.10~R4.5発送分)
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を 6,500事業所 以上とする	6,000事業所	6,301事業所 (R4.11末)
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 66.0% 以上とする	61.0%	64.6% (R4.11末)
ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 対前年度末 以上とする	81.4%	82.0% (R4.8末)
地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会の場において、医療データ等を活用した効果的な 意見発信を実施 する	左記と同じ	実施予定

(3) 組織体制関係

項目	令和5年度KPI	(参考) 令和4年度KPI	現状
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 20.0% 以下とする	20.0%	16.7% (R4.11末)